

## 中東知的財産ニュースレター Vol.29 (特別号)

### マグリブ：可能性に満ちあふれた新興地域

観光客と史跡で知られるマグリブ地域は、欧州にかなり近いという地理的条件も手伝って、この数年の間に独自の産業革命が進んでいる。この地域に含まれる国は、西はモロッコから、アルジェリア、チュニジア、東はリビアまでである。

総人口が 9,000 万人を超えるマグリブ地域は、それ相応のビジネスを呼び込み、発展を誘引している。この市場は、人口 4,000 万人のアルジェリアと 3,500 万人のモロッコが大部分を占める。チュニジアは、国土がはるかに狭いが、人口は 1,100 万人を超える。一方、リビアは広大な国土にもかかわらず、人口は約 600 万人と非常に少ない。これは、主に過去数十年にわたる政情不安が原因である。

リビアの特許制度は、1959 年の特許法の公布以来、2005 年の特許協力条約 (PCT) 加盟にもかかわらず、改正も批准もされていないことを踏まえると、脆弱である。将来的には好機が訪れるかもしれないが、リビアには取り組むべきことがまだ多く残っていることは確かである。

この記事では、地場産業の育成、海外からの投資の呼び込み、特許制度の構築への取り組みを積極的に進めているアルジェリア、モロッコ、チュニジアに注目する。この 3 カ国は共通の歴史、文化遺産、言語を共有している。

### アルジェリア (DZ)

アルジェリアは、アフリカおよびアラブ世界で最大の国である。鉄鉱石、リン、ウラン、鉛などの天然資源に恵まれているが、アルジェリア経済を支えているのは依然として石油・ガス部門である。アルジェリアは、天然ガスの確定埋蔵量で世界第 10 位であり、確定石油埋蔵量でも第 16 位である。アルジェリア政府は、近年の原油価格下落を受けて、多くの産業の現地化を促すために数々の対策を講じているほか、国有企業の民営化を開始した。

アルジェリアの特許制度は、2~3 年前まで付与のみの制度だった。PCT 出願の国内移行手続のためには 12 カ月の優先権を主張して出願するか、31 カ月の期限内に出願し (第 I 章および第 II 章)、それから 6~12 カ月以内かつ優先権を主張した日から 18 カ月以内に特許は付与され、公開された。

最近、アルジェリア特許庁は、基本的に国際調査報告 (ISR) に基づく実体審査を開始した。アルジェリアの特許法の最も制限的のところは、以下の規定である。

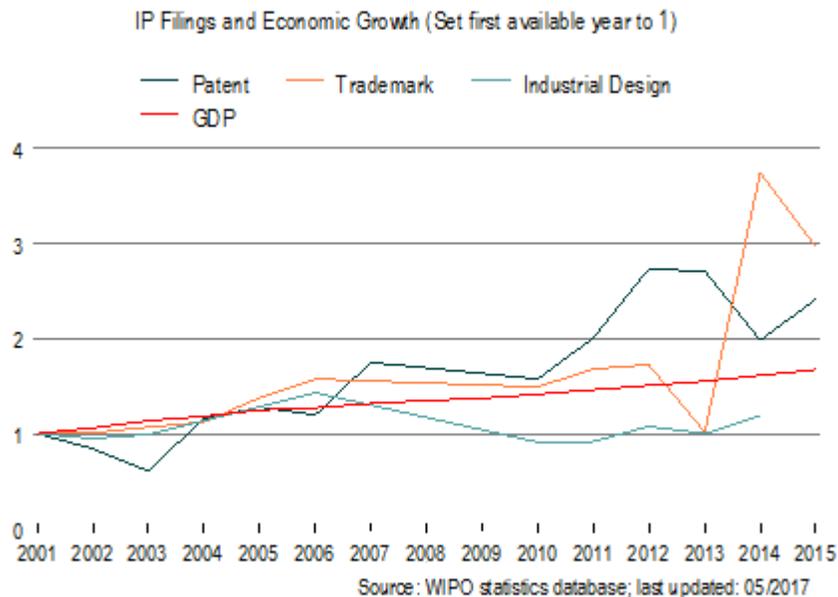
1. 出願の自発補正は、国内出願日から1カ月以内のみ可能である。
2. 分割出願は、国内出願日から6カ月以内のみ可能である。

たとえ審査報告書で発明の単一性に異議が唱えられても分割出願を行うことはできず、続行できるのは1つの主題のみである。上記の補正規定のため、審査報告書を受けて補正を提出しても、追って通知があるまで、あるいはこの法規定が改正されるまで係属状態のままになる。

同法は、原出願公表後の追加の特許出願について規定している。これは必ずしも分割出願ができないことを補うものではないが、原出願に十分なサポートがあることを条件に新規のクレームまたは特定のクレームを導入することを認めている。

さらに、アルジェリアの現行制度では特許目録制度または特許連携制度は規定されていない。これは、現地の後発医薬品産業が成長している製薬業界にとって心配の種である。また、地域内の他国の場合と同様に、より安価な医薬品を利用する機会の必要性から海外の後発医薬品メーカーにも注目されている。現行制度では、販売承認の取得によって遅れが生じた場合についても独占期間や特許期間延長に関する規定はない。

天然資源の豊富さ、歴史、人口および国土の規模を考えると、アルジェリアにはたくさんの機会があるが、下のグラフからわかるように、その実現は遅れている。



アルジェリアの爆発的成長を妨げている条件の1つは、同国の世界貿易機関(WTO) オブザーバーとしての地位である。WTO および知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs) への加盟がもたらす産業保護権により、これらの機会を利用しようとしている投資家の信頼は向上するはずである。これらが関係当局によって整備され、特許制度が進化するまでは、成長基調は続くものの、ペースは上がらないだろう。

アルジェリアにおける特許のエンフォースメントは、まだ十分に検証されていない。特許法では差し止め請求、提訴、損害賠償請求などの法的措置が規定されているが、専門の裁判制度が存在せず国としての経験が不足していることから、現行制度の効率性を評価することは難しい。商標に関する知的財産事件から得られた教訓と経験に基づいて推定すれば、制度は信頼に足るはずであり、利用する必要があると考えられる。

アルジェリア国民は教育水準が高く、アラビア語、フランス語、タマジクト語の3カ国語を流暢に話す。アルジェリア特許庁は、適切な研修を受ければ強力な審査機関となり得ると考えられる。あるいは、モロッコやチュニジアの例に倣って、アルジェリアも欧州特許庁と協定を締結するかもしれない。そうすれば、協定に基づき、欧州特許出願の出願人は審査を請求する際にDZを指定することができ、付与された欧州特許はアルジェリアで効力を持つことができる。

## モロッコ (MA)

大西洋と地中海に面したモロッコは、戦略的に重要な地理的位置を占めている。モロッコは、欧州との近さと北アフリカにおける立地条件に加え、熟練労働者を生かして、多様で開放された市場指向型経済の構築を目指して取り組んでいる。モロッコ経済の主要部門は、農業、観光、航空宇宙、自動車、リン、繊維、衣料、サブコンポーネントなどである。その経済システムにはさまざまな側面があるが、外部に大きく開かれていることを特徴としている。

モロッコは近年、地域商業の中心地としての地位の向上を目指して、港湾、輸送、および産業基盤への投資を拡大させている。新しい港と自由貿易圏によって象徴される産業成長政策と基盤整備は、投資先としてのモロッコの魅力を高めている。モロッコの主要産業は、リン鉱石採掘・加工、食品加工、革製品製造、美術工芸、繊維、建設、および観光である。

モロッコで「テイクオフ」しつつある最も新しい産業は航空宇宙産業で、その産業基盤はこの10年で約10社から100社以上へと大きな前進を遂げた。2013年には10億ドル規模に達し、1万人の雇用機会を生み出した。総輸出額に占め

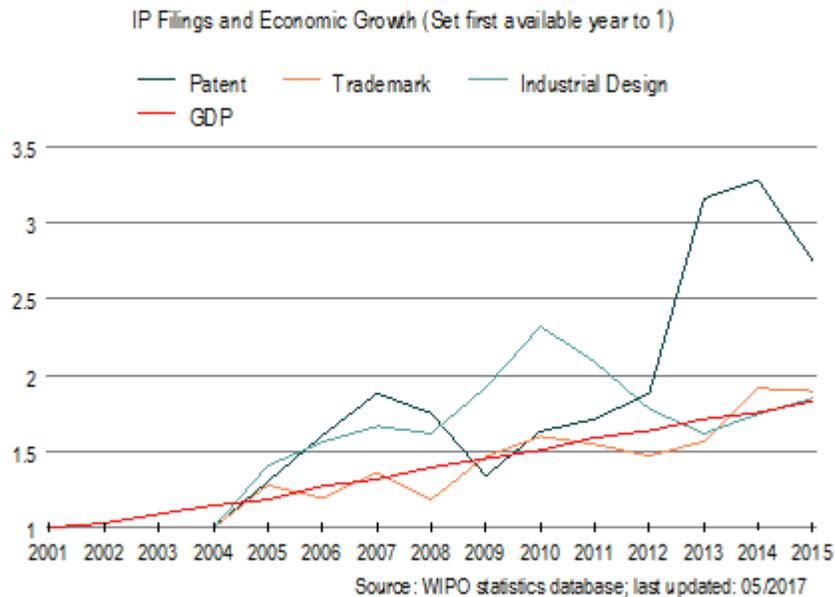
る航空宇宙製品の割合は、10年前の0.5%から2013年には6%まで伸びている。主要メーカーはモロッコを本拠としており、この産業の台頭に貢献している。

もう1つの有望な部門は再生可能エネルギーである。モロッコは化石燃料を輸入に頼っているが、2030年までに国内エネルギー需要の50%を再生可能エネルギーによって供給することを公約に掲げている。現在、太陽光発電所や風力発電所などのいくつかのプロジェクトが進行中であるが、新技術が開発され、それらの技術がより安価に利用可能になれば、さらに増えるだろう。

モロッコは、パリ条約および特許協力条約(PCT)に加盟しているほか、WTO加盟国でもあり、TRIPs協定を受け入れている。アルジェリアと同様に、モロッコの特許制度もかつては付与のみの制度だった。しかし、2014年、モロッコ特許庁は既存法の規定を改正した新しい知的財産法を公布した。新しい法律の下では、出願は実体審査が行われ、新規性、発明性、利用可能性、および適合性の価値に基づいて公表される。

2015年、モロッコ政府はモロッコ特許庁と欧州特許庁の間で締結された2010年の協定を法制化した。この決定の結果、モロッコの特許制度は効果的に簡素化された。2015年3月1日以降に欧州で申請されるすべての特許出願は、審査請求時にMAを指定することができる。欧州での特許が認められれば、同じものをモロッコでも有効化することができる。モロッコは欧州特許条約(EPC)の締約国ではないため、侵害、有効性、補充的保護証明書などに関連する事項には、現地の特許法が適用される。

これらの要素はすべて、下のグラフに示す継続的な成長基調から明らかである。



WTO 加盟国であり、TRIPs 協定締約国であるモロッコでは、独占期間が規定されている。加えて、国内特許法の規定により特許期間延長も可能であるが、いかなる場合も 2 年半以内である。

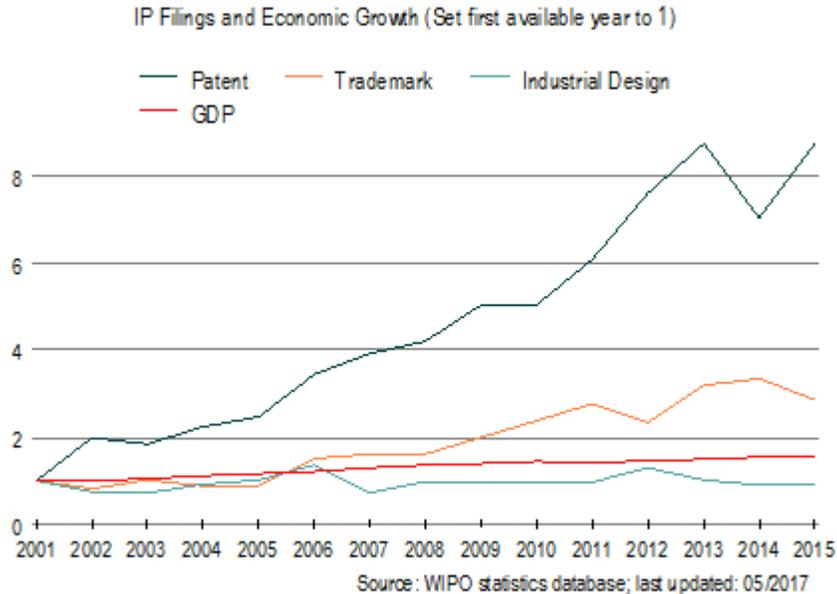
## チュニジア (TN)

チュニジアは、マグリブ地域で最も小さい国で、人口がモロッコやアルジェリアの 1/4 程度であるにもかかわらず、経済的には安定している。また、近隣諸国、すなわちアルジェリアとリビアに政治不安が広がるたびに、安全な場所として頼りにされてきた。チュニジアは、総輸出額の 80%以上を占める最大の経済パートナーである EU と常に密接な関係にある。

チュニジアの自由主義戦略は、教育およびインフラへの投資と相まって、数十年にわたる成長と生活水準向上を刺激してきた。その多様な市場指向型経済は長年、アフリカおよび中東における成功事例と考えられてきたが、2011 年以降、数々の困難に直面している。

チュニジアは、産業の発展や企業の成長のペースこそ遅いが、十分な特許保護を確保するために必要なあらゆる措置を講じてきた。パリ条約と PCT の加盟国であるため、特許出願人はどちらのルートからでも出願することができる。2014 年、チュニジア政府は EPO と協定を締結し、それによって欧州での出願で TN を指定することが可能になった。また、欧州特許発効法を承認したが、まだ施行

されておらず、法律発効後の施行規則の公表を待っている状態である。これらの施策により、特許出願人がチュニジアにも保護を拡大させていることが下のグラフからわかる。



チュニジアの特許制度は付与のみの制度で、時計のように規則正しく進められる。特許出願は出願日から15～18カ月で公開される。補正および分割出願は、出願が公開される前であればいつでも可能である。審査段階を除き、内容および特許性基準に関する責任は出願人にあると特許法で規定されている。公開から60日間の異議申立期間が過ぎると、公開日の時点で特許が付与されたと見なされる。

さらに、特許のエンフォースメントについても明確に規定されている。国としての経験が不足しており知的財産専門の裁判制度がないことから、時が経なければこれらの法律の有効性はわからない。しかしながら、商標のエンフォースメントに関する経験に基づいて言えば、出願人の権利は適切に保護され、行使できると考えても間違いないだろう。

## 最後に

マグリブ地域諸国は、国境、言語、文化、歴史など、多くを共有しているが、個別市場と見なされることが多い。この地域は、隣接したEUと常に密接な関係を保ってきたが、とりわけ日本、北アメリカ、中国、韓国などからの海外投資の呼び込みにも乗り出している。この地域の天然資源の豊富さは、歴史的にこの部門に関連する産業を生み出してきたが、結果的にモロッコにおける航空機や再生可

# JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)



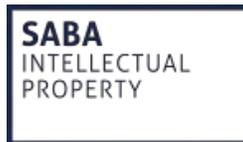
能エネルギーなどの産業の確立にもつながっている。これらの国は、今後も成長と発展を続け、周辺国やその他のアフリカ諸国との関係を拡大するにつれて、グローバルプレーヤーとして、アフリカ大陸全体への玄関口としての態勢を整えていくだろう。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 29

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2019年1月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。